

電動キックボードを公道で運転するには、関係する法令（交通ルール）を守る必要があります。

その1

道路交通法等に定められたルールを守る必要があります。

- 原動機付自転車等の運転免許 ..... ○
- ヘルメットの着用義務 ..... ○
- 歩道、路側帯、自転車通行帯での走行 ..... ×
- ナンバープレートの取付義務 ..... ○
- 自賠責保険(共済)の加入 ..... ○

原動機付自転車の範囲及び種類

長さ: 2.5m以内  
幅: 1.3m以内  
高さ: 2.0m以内  
定格出力: 1.0kW以下  
定格出力0.6kW以下場合は  
第一種原動機付自転車

その2

保安基準に定められたルールを守る必要があります。



出典: 国土交通省ウェブサイト (<https://www.mlit.go.jp/common/001352346.pdf>)

その他要件《抜粋》

〔制動装置〕

細目告示別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基に適合する独立に作用する2系統以上の制動装置が必要です。(最高速度25km/h未満の場合)

〔灯火及び保安装置関係〕

性能、取付位置等については告示の要件を満たす必要があります。

※これら保安基準については、国土交通省のHPをご覧ください。

(国土交通省) → (自動車) → (点検整備・保安基準等) → (保安基準等) 第59条～第67条等



原動機付自転車を保安基準に適合させるのは使用者の責任です。適合しているかどうか、わからない場合は、必ず購入時に販売店等において確認してください。

